

海外経済要録

国際機関

◇主要7か国首脳会議開催

日本、米国、カナダ、西ドイツ、フランス、英国、イタリアの首相・大統領は5月7日、8日の両日、ロンドンにおいて主要7か国首脳会議を開催した(会議の一部にEC代表も参加)。本会議は75年11月のランブイエ会議、76年6月のサンファン会議に続く第3回目の首脳会議である。議題には景気、国際金融、貿易、エネルギー、南北関係等の諸問題が取上げられ、各国が意見交換を行った。7か国首脳は会議終了後、概要以下のような共同宣言を発表した。

- (1) われわれの最も緊急な任務はインフレを抑制しつつ雇用を拡大することである。インフレは失業を減少させるものではなく、むしろ逆に失業増大を招く主因の一つなのである。現在、若年層の失業増加が特に問題となっていることから、われわれは若年層の雇用機会を増大させるために相互の経験とアイデアを交換することで合意した。

われわれは、各国それぞれの経済成長目標値の達成または経済安定化政策の実施を約束する。こうした目標および政策は世界全体のインフレなき持続的成長と国際収支不均衡の是正に資するであろう。

- (2) 現在実施をみている国際収支ファイナンス制度についてはその改善が必要であるが、その際IMFの融資制度は依然最も重要な役割を果たさなければならない。われわれはIMFの増資に賛成し、IMFが融資を実行するに際し、融資相手国に安定化政策の採用を義務づけていることを支持するものである。
- (3) われわれは貿易の機会を拡大し、国際貿易制度を強化するために強い指導力を発揮する。保護貿易主義は失業の増大、インフレの高進、国民福祉の低下を招くことから、われわれは保護貿易主義に強く反対し、多角的貿易交渉東京ラウンドの進展に尽力する。このため、関税の引下げ、非関税障壁の軽減等の重要な問題に関し、世界経済の構造的変化をも考慮にいれつつ、本年中に実質的な改善を実現したい。
- (4) 石油への依存度を低下させるため、エネルギー消費を一層節約するとともに、エネルギー生産を拡大、多様化する必要がある。その一環として核エネルギーへの依存度を高めていくことで合意をみた。しかしこれ

が核兵器の拡散につながることは避けるべきである。われわれはこうした目的を実現するための研究を早速開始することとした。

- (5) 世界経済が持続的かつバランスのとれた成長を遂げるためには、開発途上国もその一翼を担うことが必要である。われわれは国際経済協力会議(CIEC)を成功させるために全力を傾注するとともに、開発途上国と建設的な対話を継続することを約束する。われわれは開発途上国に対する資金援助ならびに物的援助を今後とも増大させていく所存であるが、コメコン諸国に対してもわれわれと同様の努力を払うよう要請したい。われわれは世界銀行等の国際融資機関を支援していくが、これらの国際融資機関は融資規模の一層の拡大をはかるため増資を実施すべきである。
- (6) 以上の任務を遂行するため、われわれは他国の支援と協力を必要としている。こうした協力が国際連合、世界銀行、IMF、GATTおよびOECD等の国際機関の場において、さらにはECにおいても実現されるよう期待する。

◇ESCAP 第33回総会の開催

ESCAP(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific)の第33回総会は、4月20～30日、バンコックにおいて、加盟33か国中カンボジア、ナウルを除く31か国および準加盟国、国連諸機関、オブザーバー国が参加して開催された。

今次総会の主要議題は、①ESCAP 地域諸国の経済・社会情勢、②ESCAP の諸活動およびプロジェクトの進捗状況報告で、このうち①の議題、なかんずく同地域諸国における国連開発戦略のレビューが中心となった。

本総会の討議を通じて特に注目された点は次のとおり。

- (1) アジアの主要国は例外なく農業増産のための基盤整備や農村近代化に注力する旨の発言を行うとともに、関係国連機関、先進国の協力を要請するなど、農業重視の気運が高まったこと。
 - (2) 今回新規参加した統一ベトナムが、加盟各国の歓迎を受け、今後ESCAP 諸国との貿易拡大に注力していく一方、第2次5か年計画(76～80年)に対する米国の経済援助を期待する旨の発言を行ったほか、「メコン河下流域調査・調整委員会」(通称メコン委員会)の再開について、ラオス、タイと合意したこと。
- 総会終了にあたり、加盟発展途上国間の横の経済協力推進など9つの決議事項が採択された。主なものは次のとおり。

- (1) 内陸発展途上国に対する特別措置(公的援助比率の引上げ、食糧・エネルギー分野での支援等)
- (2) 粗粒穀物の生産に関する地域協力
- (3) 総合農村開発計画の推進(ESCAPの最優先プロジェクトとする旨決議)
- (4) 島嶼諸国の ESCAP 活動への参画支援
- (5) 貿易面での協力
- (6) 地域訓練・調査機関の役割明確化

米 州 諸 国

◇米国、1977年減税および税制簡素化法成立

カーター大統領は5月23日、「1977年減税および税制簡素化法(Tax Reduction and Simplification Act of 1977)」に署名した。同法の特徴としては、①低・中所得者層を中心とした個人減税、および②雇用促進をねらった企業減税を織込んでいる点が指摘される。同法の概要は次のとおりであるが、その減税規模は77～79年度間で342億ドル(このうち77年度<77年9月まで>は26億ドル、78年度は178億ドル)に達すると見込まれている。

なお、同法成立により、5月13日に成立した雇用促進をねらった公共事業法(1977～78年中40億ドル)とともに、カーター大統領の当面の景気刺激策が出さうこととなった。

(1) 個人に対する減税措置

イ. 概算控除(standard deduction)の引上げ等

災害損失、医療費等の個別控除を行わない個人についての概算控除額(1人当たり)を独身者は一律2,200ドル(従来、所得額の多少に応じて1,700～2,400ドル)とし、妻帯者については一律3,200ドル(同2,100～2,800ドル)へ引上げる(本措置による減税総額143億ドル)。

ロ. 個人に対する税額追加控除(注)(personal exemption tax credit)措置の適用期限延長

現行控除措置の適用期限を78年末(従来77年末)まで延長する(本措置による減税総額107億ドル)。

(注) 1975年減税法に基づき導入されたもので、各納税者およびその配偶者、扶養親族1人につき35ドルを納税額から追加控除するというもの(昭和50年5月および51年1月号「要録」参照)。

ハ. 低所得層に対する税額控除(earned-income credit)措置の適用期限延長

課税対象所得額が4,000ドル以下の世帯に対し、その10%(最高控除額400ドル)を納税額から控除する(ただし、課税対象所得額が4,000ドルを超える場合その超過額10ドルにつき控除額を1ドル減額

する)という現行控除措置の適用期限を78年末(従来77年末)まで延長する(本措置による減税総額13億ドル)。

(2) 企業に対する減税措置

イ. 雇用税額控除(jobs tax credit)の新設

77～78年中に76年比2%を上回る従業員の増員を行った企業に対し、その2%を超える新規採用者1人当たりにつき2,100ドルの税額控除を認める。ただし、1社当たり年100千ドルを限度とする(本措置による減税総額50.9億ドル)。

ロ. 法人所得税率(注)の適用期限の延長

現行法人所得税率の適用期限を78年末(従来77年末)まで延長する(本措置による減税総額23億ドル)。

(注) 米国の法人税は普通税と付加税があるが、1975年歳入調整法によって税率が変更され、現在普通税については課税所得額が25千ドル以下に対して20%、25千ドル超に対して22%、また付加税については50千ドル超に対して26%(普通税、付加税合計48%)となっている。

◇カナダ、公定歩合引下げ

カナダ銀行は5月6日、公定歩合を8.0%から7.5%に引下げ、5月9日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合引下げは昨年11月以降4度目(通計2%低下)の措置である。

今次公定歩合引下げにつきブイ・カナダ銀行総裁は5月6日、次のような談話を発表した。

「今回の公定歩合引下げは、最近のマネーサプライの増加率が同日標値(76年2～4月平残をベースにした年率増加率8～12%)をかなり下回っていることにかんがみためのである。すなわち、最近のマネーサプライの伸び悩みは一時的要因による面もあるが、カナダ銀行としてはカナダ経済の現状および先行き見通しに照らして、マネーサプライの伸びがあまりに急激に高まり物価の落着き傾向を損うような事態を招くことなく、短期金利を低下させる余地があると判断した」。

欧 州 諸 国

◇EC、1977/78農業年度の農産物価格等を決定

1. EC農相理事会は4月26日、1977/78農業年度の農産物価格を、前年度比平均3.5%引上げることと決定した。

主要品目の価格改訂状況は次表のとおり。

2. また同理事会では、同時にUC建のEC共通農産物価格を各国通貨建に換算するために用いられるグリーン

品 目	実 施 日 (新年度 開始日)	価格引上げ率 (前年度比) %	備 考
硬質小麦	1977. 8. 1	+2.5	
軟質小麦	"	+4.0	
大 麦	"	+5.2	
ライ麦	"	+4.0	
とうもろこし	"	+5.2	
野菜・果物	※	+2.5~+4.5 (平均+3.8)	※品目により区々ながら主として1977年5月1日および6月1日から実施
ぶどう酒	1977. 12. 16	+3.5	5月1日 +3.5% 9月16日 +1.5%
牛 乳	" 5. 1	+5.0	
"	" 9. 16		
牛 肉	" 4. 1	+3.5	
豚 肉	" 11. 1	+5.0	

億ドルの融資を行うことにつき合意し、その融資条件等を協議していたが、5月17日、概要以下のような融資実施細目を決定した。

- (1) 金額 5億ドル
- (2) 期間 上記5億ドルのうち2億ドルについては5年、3億ドルについては7年
- (3) 金利 期間5年のもの7.5%(年1回利払い)
期間7年のもの7.75%(同)
- (4) 元金償還 満期日に一括償還
- (5) 原資調達方式 ECはDeutsche Bank AG., Cr dit Suisse White Weld Ltd., Banque de Paris et des Pays-Basを主幹事とする国際シンジケート団(前記3行を含む20行が参加)を引受業者として次の2種の起債を行う。

イ. ドル建て確定利付債…総額2億ドル、期間5年、表面金利7.5%、発行価格99%(額面金額対比)(注)

ロ. ドル建て確定利付債…総額3億ドル、期間7年、表面金利7.75%、発行価格99%(額面金額対比)(注)

(注) アンダーパー発行に伴う償還差損分については、イタリア政府が支払うこととなっている。

2. 本融資に当りEC閣僚理事会はイタリアに対し次のようなIMF借款とほぼ同様の義務を課すことを決定した。

- (1) 77年中の中央政府歳出総額を55.35兆リラ以内に抑制する。78年中については当該歳出総額の前年比増加率を7%以内とする(ただし本目標を達成するため公共投資を削減することは極力避けること)。
- (2) 77年中の総合財政赤字を13.1兆リラの範囲内に抑制する。
- (3) 上記総合財政収支に、地方公共団体、社会保障保険機関、国営電力公社(ENEL)の収支を加えたものを新たに「広義」の公共部門収支と定義し、この収支じり赤字を本77年中16.45兆リラ以内に抑制する。また78年中については当該収支じり赤字を14.45兆リラ以内にとどめる。
- (4) 77年4月1日~78年3月31日の間、国内信用増加額について総額30.6兆リラの上限を設定する。
- (5) 中央政府による財政赤字ファイナンスのための中央銀行借入は77年中4兆リラを上限とする。

3. 今次融資は当初、英国政府がイタリア銀行に対し供与していた短期信用(総額403.3百万UC<486百万ドル>、74年3月供与、3ヵ月ごとに更新)の返済(76年12月9日<51年11月号「要録」参照>)に伴い、その穴埋めとして実行される予定であったが、イタリア政府が外貨準備の急増をながめその借入を延期していたものであ

通貨につき次のとおり決定した。

- (1) グリーン・英ポンドおよびグリーン・マルクを以下のとおりそれぞれ切下げもしくは切上げること。

1 英ポンド=1.70126UC(旧レート1.755599UC)

グリーン・英ポンドの新平価は1977/78農業年度開始時点から適用。ただし豚肉、乳製品については次の要領で実施。

豚 肉 77年5月1日

乳製品 77年9月16日~78年3月31日

1 英ポンド=1.72951UC

78年4月1日

1 英ポンド=1.70126UC

1 マルク=0.29303UC(旧レート0.28666UC)

グリーン・マルクの新平価は1977/78農業年度開始時点から適用。ただし牛肉、乳製品については77年5月1日以降実施。

- (2) グリーン・ベルギー・フラン、グリーン・オランダ・ギルダーは据置くこと(注)を決定した(グリーン・リラ、グリーン・フランス・フラン、グリーン・アイルランド・ポンドの切下げは3月29日に、またグリーン・デンマーク・クローネの切下げは4月5日にすでに決定済み、5月号「要録」参照)。

(注) グリーン・ベルギー・フラン、グリーン・オランダ・ギルダーの平価は次のとおり。

1 ベルギー・フラン=0.020264UC

1 オランダ・ギルダー=0.293884UC

◇EC閣僚理事会、イタリア向け融資の実施細目を決定

1. EC閣僚理事会は4月18日、イタリアに対し総額5

る。

◇西ドイツ、雇用促進措置等を決定

1. 西ドイツ政府は5月25日概要以下のような雇用促進措置等を発表した。

(1) 高水準の失業が目立つ女子労働者(パート・タイム勤務希望者が中心)に対する公共部門の雇用拡大、就職斡旋活動の強化(職業安定所の紹介官1,000名および就職相談員600名をそれぞれ増員)等の雇用促進措置を実施する(支出額6億マルク)。

なお本措置と併せ次のような失業保険給付手続の改善を行う。すなわち、以前より低い賃金で再就職した労働者が、その後さらに失業した場合には以前の高い給与を基準にして失業手当を支給する。ただし職業安定所の斡旋先に対してははっきりした理由もなく就職を拒否したり、就職してもすぐ離職した場合には失業手当支給を1ヵ月間短縮(12→11ヵ月間)する。

(2) 本年の公共住宅建設計画戸数(当初計画5万戸)をさらに3万戸追加(追加支出額7.3億マルク)するほか、本年末で期限切れとなる同計画を78年まで1年延長する(明年の支出額10億マルク)。

2. 本措置は昨年11月の雇用促進対策(51年12月号「要録」参照)が5月末で終了する予定であるにもかかわらず、雇用情勢の改善が依然はかばかしくなく、「失業者数を本年の政府見通し(年平均85~90万人)の水準まで減少させるのが困難になってきた」(シュティンゲル労働局長官)ほか、建設業界の不振が特に目立っていることにかんがみ実施されることになったものである。なお本雇用対策により10万人程度の雇用増加が見込まれている。

◇ブンデスバンク、最低準備率の引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは5月18日の中央銀行理事会において、最低準備率を現行水準比5%引下げる(6月1日実施、資金解放額約23億マルク)とともに、再割引わくを25億マルク拡大する(6月1日実施)一方、本年3月に再開された売戻条件付手形買オペ(4月号「要録」参照)を5月31日をもって打切る旨決定、発表した。

2. 本措置に対する同行コミュニケの内容次のとおり。「本措置は、ブンデスバンクの金融政策運営基調の変更を意味するものではない。ブンデスバンクは従来同様、経済成長に必要な中央銀行通貨をその目標値に従って供給する一方、物価上昇抑制を目標とした政策を続ける。今回の措置は6、7月に予想される納税資金、行楽資金等を中心とする季節的な中央銀行通貨需要増すを配慮

して採られたものであり、本措置が採られなかった場合には、6、7月にかけ銀行流動性や金融市場に望ましからざるひっ迫を招来するであろう」。

西ドイツの最低準備率

(6月1日以降・単位%)

金融機関規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
1億マルク以上	14.16 (14.16)	13.16 (14.16)	9.93 (9.93)	6.27 (6.27)	5.77 (6.27)
1千万マルク以上 1億マルク未満	12.07 (14.16)	11.07 (14.16)	8.36 (9.93)	6.08 (6.27)	5.58 (6.27)
1千万マルク未満	8.88 (14.16)	7.88 (14.16)	6.27 (9.93)	5.84 (6.27)	5.34 (6.27)

(注) 1. カッコ内は対非居住者債務適用率。
2. 当座性、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。
I. ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関。
II. その他の地域の金融機関。
3. ブンデスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

◇英蘭銀行、増加率ベースの特別預金制度の適用期間を延長

1. 英蘭銀行は5月12日、全銀行(北アイルランド系銀行を除く)および割賦販売金融会社に対し、現在適用中の増加率ベースの特別預金制度(Supplementary Special Deposits scheme)を本年7月以降12月まで6ヵ月間延長して適用する旨発表した。本制度は昨年11月に発動され、対象金融機関の利付債務の増加率(基準額<76年8月、9月、10月の計数報告日残高平均>に対する最近時3ヵ月の計数報告日残高平均の増加率)を英蘭銀行の設定する基準増加率以内に抑制することを目的としたもので、基準増加率については当初本年4、5、6月分まで設定されており、その後については改めて検討することとされていた。今回の延長措置に伴い、基準増加率は4、5、6月分の4%をベースに、以下のとおり5、6、7月分以降毎月0.5%ポイントを上乘せした率が適用されることとなった。なお本措置の運営方法等については従来と同様である(詳細は51年12月号「要録」参照)。

(増加率計算対象) 象利付債務	(基準) 増加率	(基準増加率超過) の場合の預入月
77/4、5、6月の計数報告日残高平均	4.0%(前回設定分)	77/7月
5、6、7月	4.5%(今回設定分)	8月
6、7、8月	5.0%()	9月
7、8、9月	5.5%()	10月
8、9、10月	6.0%()	11月
9、10、11月	6.5%()	12月
10、11、12月	7.0%()	78/1月

2. 本件に関する英蘭銀行のコメントは以下のとおりである。

- (1) 今回の延長措置は国内信用増加額およびマネーサプライの増加率を本年度の政府目標値(国内信用増加額77億ポンド、 $M_3+9\sim 13\%$)の範囲内に確実に収めることを目的としている。
- (2) 最近の利付債務の増加テンポは基準増加率をかなり下回っている状況(例えば全銀行の本年2、3、4月期分の基準増加率は3%であるのに対し、実績は基準額を2.7%下回った)にあるので、5、6、7月期分以降の基準増加率増加テンポを月当り0.5%としても、産業界に対する必要資金の供給に格別の支障は生じない。
- (3) 全銀行および割賦販売金融会社は貸出の質的規制に関する昨年7月22日付英蘭銀行通達(製造業向けおよび輸出拡大・輸入抑制に資する資金供給の優遇、その他目的の貸出自粛、51年8月号「要録」参照)を引続き遵守されたい。

◇英蘭銀行、最低貸出歩合を引下げ

英蘭銀行は5月13日、4月29日以来停止してきた同行最低貸出歩合とTB入札レートとの連動関係(5月号「要録」参照)を、大蔵大臣の承認を得て復活させることとし、これに伴い最低貸出歩合を0.25%引下げて8%とする旨発表した。

本措置について市場筋では、「英蘭銀行の慎重な金融調節方針や外資流入額の減少等から、5月に入って市場金利の低下テンポが極めて緩やかになっている状況にかんがみ実施されたもの」との受止め方が一般的である。

◇英国、変動利付国債を発行

1. 英国政府は5月27日、変動利付国債(variable rate Treasury stock)4億ポンドを発行した。同国債は全額英蘭銀行引受けの形で発行され、市中に対しては同行が5月30日以降に市場を通じて売却する。発行条件等は以下のとおりである。

(1) 償還日

1981年11月17日(ただし後記(4)ロ、およびハ、の場合を除く)。

(2) 形式

登録債。譲渡可能、売買金額の最小単位の定めなし。

(3) 利率等

イ. 金利は半年払(利払日5月17日、11月17日)。

ロ. 利率は毎週のTB入札平均レートの半年間の平均

プラス0.5%(TB入札平均レートの小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下2けたとする)。

ハ. 利率の計算期間は、前回の利息受取権登録期限日(利払日の約5週前)から当該利息受取権登録期限日までの期間とし、英蘭銀行は各登録期限日の前営業日に利率を公表する。

(4) 固定利付債への転換条項

イ. TBの発行方法に変更が加えられ、その変更によって変動利付債保有者の利益が損われると英蘭銀行が判断した場合には、同国債は固定利付に転換される。その場合の利率は、前回の利息受取権登録期限日からTB発行方法変更日までの期間のTB入札平均レートに0.5%を加えたものとし、当該変更日以降その固定利率が適用される。

ロ. 固定利付に転換される場合には、同国債保有者は転換後3ヵ月以内であれば額面による償還を請求できる。

ハ. 上記償還請求が80%以上に達した場合には、大蔵省は残存分についても転換後6ヵ月以内に期前償還を行う権利を有する。

2. 変動利付国債の発行に関し市中金融筋では、海外金利との関係等から英国においても金利底入れ感が台頭し始めているだけに、これが金利上昇期の政府資金調達を円滑にし、マネーサプライのコントロール等を通じ、より安定的な金融政策につながるものとコメント。

◇オランダ、市中貸出規制を導入

1. オランダ銀行は5月16日、市中貸出規制の導入に関し、金融機関との間で概要以下のとおり合意をみた旨発表した。なお市中貸出規制は1961年に初めて導入され、今回で3回目の実施となる(前回は72年3月廃止)。

(1) 対象金融機関

商業銀行、貯蓄銀行、農業系統金融機関、郵便小切手振替機関。

(2) 対象貸出

対民間貸出。ただし長期貸出のうち資本市場を通じてファイナンスされたものは除外(実際には長期貸出から金融機関の債券発行分を控除)。

(3) 規制増加率

1977年中12.5%。ただし四半期別に各4.5%、3%、2.5%、2.5%に配分し、増加テンポを徐々に抑制する。

(4) 罰則等

イ. オランダ銀行は上記規制増加率を超えた金融機関に対し、貸出増加率を速やかに規制内に戻すよう指示する権限を有する。

ロ、対象金融機関全体の対民間貸出増加率が規制増加率を超えた場合にのみ、違反金融機関は規制超過額の5割を無利子でオランダ銀行に預入しなければならない。

2. 本規制導入の背景等に関し、オランダ銀行のザイルストラ総裁は同行年報(5月3日公表)において要旨以下のような見解を表明した。

(1) 1976年中マネーサプライ(M₂)は銀行の対民間貸出増を主因に急増し(年間増加率23%)、流動性比率(M₂/名目GNP)も37.5%から41%へ上昇した。オランダ銀行はこうしたマネーサプライの急増が今後も続くならば、過剰流動性の発生につながりかねない点を懸念しており、従って本年以降は流動性比率を80年までに年平均1%ポイント引下げることが目標に金融政策を運営することとする。

(2) このためには最近のマネーサプライ急増の主因である銀行の対民間貸出を抑制することが必要であるが、その際金利引上げによる間接的方法は、強含みに推移しているギルダー相場をさらに押上げる危険があるので好ましくない。こうした状況下、オランダ銀行としては銀行の対民間貸出増を直接規制することが最も適切と判断したものである。

◇オランダ、総選挙を実施

オランダは5月25日、下院議員選挙を実施した。この結果、与党第1党の労働党(党首、デン・アイル)が議席数を10議席伸ばして53議席となり、第1党の座を保持したことから、引続き同党を中心とする連立内閣が成立するものとみられている。なお今回の選挙は、土地所有権法案をめぐる閣内対立から、デン・アイル内閣が3月22

	前回選挙 (72年)	今回選挙 (77年)
○労働党	43	53
○カトリック人民党	27	キリスト教 民主同盟
○反革命党	14	
キリスト教歴史連合	7	49
自由民主党	22	28
○デモクラシー66	6	8
○急進党	7	3
共産党	7	2
その他	17	7
計	150	150

(注) 1. ○印は前回選挙時における与党。

2. 今回の選挙に先立ち、カトリック人民党、反革命党、キリスト教歴史連合の3党(いずれも中道右派)がキリスト教民主同盟を結成。

日に総辞職したことに基づくものである(次期内閣成立までデン・アイル政権が暫定内閣の形で存続)。

党派別議席数は別表のとおりである。

◇スイス中央銀行、銀行協会との間で資金取入れ等に関する協定を締結

1. スイス中央銀行はスイス3大銀行の一つであるスイス・クレジット銀行(Schweizerische Kreditanstalt)の不良貸付表面化(注1)を機に今後こうした事態の再発を防ぎ、スイスの金融機関に対する信任を守るための措置を検討中であったが、6月2日スイス銀行協会との間で内容以下のような協定(注2)を締結した(7月1日以降5年間有効、その後も更新可)。

(注1) スイス・クレジット銀行のキアッ支店はリヒテンシュタインの投資会社 Texon-Finanzanstalt に対し多額の不正貸付(現地新聞報道等によれば、総額約22億スイス・フラン、貸付原資はイタリアからの逃避資金を信託勘定として同行キアッ支店が受入れたもので、同支店はこれを同投資会社に簿外で貸付けたとされている)を行っていたが、同社の再投資先(イタリアの企業3社)が業績不振に陥ったため同資金の回収が一部困難になっていることが4月中央に至り表面化したもの。もっとも、スイス・クレジット銀行の規模が大きく(資産総額41,664百万スイス・フラン、資本金890百万スイス・フラン、法定準備金635百万スイス・フラン、その他準備金1,094百万スイス・フラン<76年末残高>)、しかもスイス中央銀行等が直ちに総額30億スイス・フランもの支援措置を発表したことから、事件の影響は現在のところ軽微にとどまっている。

(注2) 「銀行秘密の行使ならびに銀行の注意義務に関する協定」(Vereinbarung über die Handhabung des Bankgeheimnisses und die Sorgfaltspflicht der Banken)

(1) 資金の本来の保有者名が確認できないような勘定口座はこれを開設しないほか、犯罪行為と関連があるとみられる資金あるいは資本逃避および脱税によるとみられる資金の取入れは行わないなど資金取入れの際の資金源、素性を明確にする。

(2) 既存口座については協定にそって見直しの上1年以内に上記措置を講ずる。

(3) 協定違反行為等の調査などにあたる委員会を設置する。なお協定違反行為が明らかとなった場合には、10百万スイス・フラン以下の違約金を徴求する。

2. 本協定についてチューリッヒ金融筋では「今回のような事件に対する対策として、一時銀行監督の大幅強化も検討されたことは事実である。しかし銀行監督をドラスチックに強化すれば、それは国際的な資金運用の場として利用されているスイスの銀行の活動を制約し、自縄自縛となる可能性が強いことから、結局発表されたような措置にとどまることとなったものであろう」とコメントしている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は5月4日、公定歩合の引下げ

等、以下のような金融緩和措置(年初来3回目、2月号および3月号「要録」参照)を決定、翌5日から実施する旨発表した。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……7.0→6.5%

(2) 債券担保貸付歩合

イ. 貸付限度わく内の貸付適用金利……7.0→6.5%

ロ. 貸付限度わく外高率適用金利……7.25→6.75%

2. 今次引下げにつき、ド・ストリックカー総裁は、「インフレ鎮静の兆しが見えてきた一方で、依然として高水準の失業が続いているという状況のもと、①為替市場においてベルギー・フランが安定基調を続けていること、②海外短期金利が低下をみていること、③国内短期金融市場も緩和傾向にあること、といった事情をも考慮して決定した」と説明している。

◇スウェーデン、現金準備率を引下げ

スウェーデン中央銀行は5月5日、商業銀行に対する現金準備率を現行の4%から2%に引下げる旨決定、5月16日以降実施した。

今次引下げ措置は、前回3月時引上げ(2→4%、5月号「要録」参照)の主因であった財政資金の一時的な大幅払超という要因がはく落したために採られたものである。

◇ノルウェー、価格凍結措置を決定

ノルウェー政府は4月18日、すべての商品およびサービスの価格を直ちに今後6ヵ月間凍結する旨決定、発表した。ただし本凍結措置の下においても、企業はすでに締結された賃金協定(5月号「要録」参照)に基づく賃金引上げ分については、物価監督局(注)の許可を得て価格に転嫁することができる。

本措置は、先般のECフロート内におけるノルウェー・クローネの切下げもあってこのところ物価の上昇テンポがやや高まっている状況にかんがみ、前記賃金協定締結に際して設定された政府の物価上昇率目標の達成を確実にするために採られたもの、と一般には受止められている。

(注) ノルウェーでは、価格凍結関連措置の実施はすべて物価監督局が行っている。

◇ノルウェー、第一線準備率を引上げ

ノルウェー政府は5月12日、ノルウェー中央銀行の要請に基づき、商業銀行ならびに貯蓄銀行に対して課せられている第一線準備率(従来(注)5.5%＜商業銀行の場合＞と4.5%＜同貯蓄銀行＞の2本立て)を一律1%引上

げてそれぞれ6.5%と5.5%にする旨決定、同16日より実施した。

本措置につき同政府では、「本年第1四半期中商業銀行および貯蓄銀行の貸出額が、政府目標をはるかに上回る急増をみたことから、これに対処するために採られたものである」と説明している。

(注) ノルウェーでは商業銀行と貯蓄銀行を対象に第一線準備(手元現金、中央銀行預け金、郵便振替貯金、大蔵省証券)率制度が設定されている。最近の推移をみると商業銀行については76年9月に4.5%(51年10月号「要録」参照)、貯蓄銀行については同11月に3.5%(同12月号「要録」参照)に引上げられたあと77年1月17日にもそれぞれ1%ずつ引上げられた(即日実施)。

◇フィンランド、ソルサ内閣の成立

フィンランドでは5月11日、第2次ミエットネン内閣(中央、スウェーデン人民、自由国民の3党連立、51年10月号「要録」参照)が総辞職して以来、議会第一党である社会民主党の党首 Sorsa を中心に組閣工作が行われていたが、5月15日に至り Sorsa を首班とし、社会民主、人民民主同盟(共産党系)、中央、スウェーデン人民、自由国民の5党から成る連立内閣が成立した。

主要閣僚は次のとおり(カッコ内は出身政党)

首相 Kalevi Sorsa(社会民主党)

外相 Paavo Väyrynen(中央党)

法相 Tuure Salo(自由国民党)

国防相 Taisto Tahkamaa(中央党)

蔵相 Paul Paavela(社会民主党)

第2蔵相 Esko Rekola(無所属)

農相 Johannes Virolainen(中央党)

運輸相 Veikko Saarto(人民民主同盟)

労相 Arvo Aalto(人民民主同盟)

商工相 Eero Rantala(社会民主党)

貿易相 Paavo Väyrynen(外相)の兼任

なおフィンランドでは、第二次ミエットネン内閣が少数連立内閣で政権が不安定であっただけに多数連立による政権の安定を望む声が強く、今回の新内閣成立はこの要請に応えたものと一般には受止められている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、スワップ取引および先物為替取引制度を改正

韓国政府は4月16日、外国為替銀行の外貨資金調達促進とインターバンク市場の育成および業界の為替リスク防止を図るため、スワップ制度および先物為替制度を次のとおり改正し、4月20日から実施した。概要次のとおり。

(1) スワップ制度

イ. 取引参加銀行…従来スワップ取引は外国銀行国内支店と韓国銀行との間の取引に限定されていたが、新たに国内の甲種外為銀行と韓国銀行との間、および外国銀行国内支店と国内の甲種外為銀行との間のスワップ取引も認める。

ロ. スワップ対象資金…外国銀行国内支店の韓国銀行または国内甲種外為銀行とのスワップ取引は、本支店勘定を通じて借入れた資金(従来どおり)、甲種外為銀行の韓国銀行との取引においては甲種外為銀行が外国銀行国内支店とのスワップ取引によって買入れた外貨資金をそれぞれ原資とする。

ハ. 買戻期間…外国銀行国内支店の韓国銀行または甲種外為替銀行との取引については180日以内(従来どおり)、甲種外為替銀行と韓国銀行との取引においては、甲種外為替銀行と外国銀行国内支店との間で実行した当該スワップ取引期間以内とする。

ニ. 売却限度…外国銀行国内支店の売却限度(韓国銀行および甲種外為銀行に対する総売却額)は外貨貸出残高(従来どおり)、ならびに当該外国銀行国内支店が国内銀行の外貨貸出資金として供与した銀行借款額(新設)の合計。

ホ. スワップマージン…外国銀行国内支店の韓国銀行または甲種外為銀行とのスワップマージンは年2%(従来どおり)、一方甲種外為銀行の韓国銀行とのスワップマージンは1.5%以下。

(2) 先物為替制度

従来銀行間の先物為替取引は、外為銀行と外国銀行国内支店との売買取引にのみ限定されていたが、新たに外為銀行相互間および外為銀行と韓国銀行間の指定通貨による先物為替取引も行えることとした。また外為銀行の対顧客先物為替取引は売買とも行えることとした(従来は買入のみ)。

◇韓国、外国保険会社の進出を許可

韓国政府は、これまで国内保険業保護のため外国保険会社の同国への進出を駐韓外国人の財産に関する保険業務についてのみ例外的に認めていたが、このほど(4月16日)これを次のような条件で原則的に認める旨発表した。今次措置は、同国保険業界の近代化と国内保険会社の海外進出を促進させることをねらいとしたもの。外国保険会社の進出方式等以下のとおり。

(1) 既存国内保険会社との合併

イ. 出資…同国保険会社の増資新株引受による場合に限定し、新設は認めない。出資比率は30%以内。

ロ. 優遇措置…外国企業の投資分に対する配当・剰

余・分配金については租税を減免する。ただし被投資法人に対しては外資導入法上の減免等の特典は一切付与しない。

(2) 既存外国保険会社支店の営業範囲拡大

…既進出外国保険会社国内支店の業務対象範囲を韓国人の財産にまで拡大する。ただし営業種目は、①まず火災保険、特殊保険のみを認め、②第2段階で海上保険を許可する。なお自動車保険、特殊建物火災保険、保証保険等現在専門会社が営業している保険については許可しない方針。

◇韓国、自由積立預金制度等の新設

金融機関代表者会議は4月21日、個人預金増強策の一環として不定期収入者を主たる対象とする自由積立預金(5月1日実施)と高所得者を対象とする家計当座預金(5月16日実施)の新設を決定した。

(1) 自由積立預金

イ. 預入限度…任意積立方式により最高500万ウォン。

ロ. 預入期間…1年(満期後も預入開始日から3年以内の契約期間延長が可能)。

ハ. 適用金利…3ヵ月以上の預入分に対しては年15.6%、3ヵ月未満のものについては家計預金金利(4月22日以降同8%)と同一の金利を適用。また中途解約時の支払利率は一般定期預金の中途解約利率と同一の利率を適用。

(2) 家計当座預金

イ. 対象範囲…公務員(3級甲以上)、警察官(総警級以上)、軍人(領官級以上)、教育公務員(3号俸以上)、金融機関役職員(代理級以上)、国営企業および金融機関が選定した優良企業の役職員で、給与月額25万ウォン以上の者等(利用者は給与月額の50%以上を家計当座預金として金融機関に自動振込みしなければならない)。

ロ. 預入最高限度額…300万ウォン。

ハ. 適用金利…平均残高に対し年6%。

ニ. 家計小切手の発行…同預金の保有者は額面金額5万ウォンを限度として家計小切手を発行することができる。預金残額が不足する場合には、1ヵ月以内の貸越を認める(最高30万ウォンの範囲内、ただし一般当座預金と同様年19%の金利が適用される)。

ホ. 地域制限…同制度の実施地域は当面ソウル市内に限定し、同一人が重複して口座を開設することはできない。

◇韓国、市中預金金利の一部を引上げ

韓国銀行は4月21日、個人預金増強のため、市中預金の一部につき、75年4月以降(農漁民預金は72年8月以降)据置かれていた最高金利を次のとおり引上げることを見定、翌22日から実施した(単位・年利%、カッコ内は旧金利)。

家計預金	8.0(6.0)
こども預金	10.0(6.0)
農漁民預金	10.0(6.0)
通知預金	10.0(6.0)

◇台湾、対日輸入制限品目を追加

台湾政府は4月22日、対日輸入抑制の見地からトラック、バス、建設機械等合計33品目について新たに輸入先を欧米地区に限定する品目として追加する旨発表、翌23日から実施した。また5月6日にはさらに電動計算機等32品目を追加する旨発表、即日実施した(これにより対日輸入禁止品目は約1,300品目となった)。規制対象品目、次のとおり。

4月23日から実施分…電子計算機、その他電子計算器具、エスカレーター、フォークリフト、ラジオ(2種類)、電話機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、大型バス(3品目)、トラック(4品目)、大型バスシャーシー(3品目)、トラックシャーシー(5品目)。ロードローラー(中古品のみ、以下同じ)、掘さく機、ドレッジャー、グレーダー、ブルドーザー、スクレッパー、ショベル、パイルドライバー、ロードメイキングマシン。

5月6日から実施分…電動計算機、電蓄(4品目)、録音機、小型乗用車(5品目)、小型バス(2品目)、小型乗用車シャーシー(5品目)、小型バスシャーシー(2品目)、トラックシャーシー、ゴム板類(11品目)。

今次措置は、①台湾の対日大幅入超が依然として改まっていないこと(対日貿易赤字、76年13.6億ドル、77年1～3月3.3億ドル)、②最大の輸出先である米国との貿易は台湾の大幅出超となっており、最近米国の台湾製品増加に対する圧力が強まっている状況下、対米輸入促進の姿勢を示す必要があったこと、等によりとられたものと伝えられる。なお76年中の当該品目の対日輸入実績は合計約1億ドル。

◇タイ、輸入規制強化

タイでは、国内産業保護の見地から、輸入特別課徴金対象品目の追加、中古車輸入の全面禁止など輸入規制を強化した。その概要は次のとおり。

(1) 輸入特別課徴金対象品目の追加

タイ政府は2月16日、76年末で期限切れとなった繊維製品の輸入特別課徴金(74年11月設定)を延長するとともに、タイル、線材等を同課徴金の対象品目に加える旨発表した。主要対象品目の税率等は次のとおり。

品目	税率	期間
織物	C I F 価格の20%	77年1月～12月
綿糸・合繊糸	〃 〃	〃
タイル	〃 50	〃 2月～12月
鋼鉄線	〃 20	〃 2月～78年1月
合繊製漁網	〃 30	〃

(2) 中古車輸入の全面禁止

続いて3月29日、中古車の輸入を全面的に禁止する旨発表、即日実施した。同国では、1969年以降国内自動車産業保護の見地から、中古車の車体の輸入を禁止しているが、最近中古車を解体し、部品の形で輸入する事例が増大、国内自動車産業界から取締り強化の要望が出ていたことに対処し、今回エンジン、シャーシ等部品の形態による輸入も禁止することとした。

◇タイ、米の輸出規制を実施

タイ政府は5月10日、米の輸出規制を決定、11日から実施した。規制内容は次のとおり。

- (1) 200トン以上の米輸出は外国貿易局(Foreign Trade Department)の許可を必要とすること。
- (2) 輸出業者は契約成立後10日以内に輸入業者の信用状を当局に提示すること。
- (3) 輸出業者は本年6月までに契約成立分の船積みを終了し、当局の指示を待つこと。

同国では、インドネシア、マレーシア、中国、ベトナム等における干ばつ被害を背景に、年初来米輸出が急増し、政府の本年輸出目標110万トンに対し、5月上旬までの輸出量がすでに103万トンと史上最高を記録しており、しかも年後半船積み予定の政府間契約分が60万トン(注)に達していることから、国内米価の高騰が懸念されるため規制に踏切ったもの。

(注) 国別契約量は次のとおり。

インドネシア	35万トン
セネガル	10
マレーシア	8
バングラデシュ	6
フィリピン、ブルネイ	1

◇インドネシア、輸入手続を一部改正

インドネシア政府は、3月19日、中継貿易地(香港およびシンガポール)におけるインドネシア向け輸出品に関する領事送状(Consular Invoice)の再発行を禁止、続

いて5月16日、マーチャントL/C制度の廃止を決定、いずれも即日実施した。本措置は、これらの制度が税関の不正申告に悪用されていることから、その取締りを目的としてとられたもの。概要は次のとおり。

(1) 中継貿易地における領事送状の再発行禁止

71年9月7日付大蔵大臣通達により、輸入価格チェックのため、日本、香港、シンガポール、マレーシアの4か国からの輸入については、信用状条件として、当該国領事の認証した送状を必要とする旨規定されたが、本制度の運用実態上、香港またはシンガポールを中継する日本等からの輸入については、中継地で送状を再発行することが可能であった。このため、中継地において輸入価格や数量を偽った送状を新たに作成し、関税支払額をごまかす不正行為が行われていた。

(2) マーチャントL/C制度の廃止

従来同国では、輸入代金の決済方法として、外国為替銀行の支払保証を伴わないマーチャントL/Cに基づくシッパーズ・ユーザンスが認められており、主として香港やシンガポールの中国系商社とインドネシアの中国系輸入業者の間で利用されていた。本制度は、同国輸入の原則となっている一覽払銀行信用状による輸入の場合と異なり、通関と決済が分離されているため、輸入価格、数量の過少申告が行われやすかった。加えて、中国系輸入業者は本制度を利用して、低利のシッパーズ・ユーザンスを受ける有利さがあったが、本制度の廃止により、中国系と地場輸入業者の競争を対等なものとする一方、国産品の競争力向上をもねらったものとみられる。

◇フィリピン、砂糖きび栽培業者に救済措置

フィリピンの政府系3銀行(Philippine National Bank, Development Bank of the Philippines, Land Bank of the Philippines)は、4月14日、小規模砂糖きび栽培業者で飼料用穀物に作付転換を行うものに対し、1ヘクタール当り1,200ペソの融資を実施する旨発表した。本措置に関連して農業省では、穀物種子の供与、穀物販売市場の確保といった援助を行う旨表明している。

これは、砂糖が最近の国際相場の低迷から完全なコスト割れに陥り、砂糖きび栽培業者の経営状態が極度に悪化しているためとられたものであるが、あわせて飼料穀物の輸入(年間約50百万ペソ)削減をもねらっている。

なお、こうした砂糖産業の不振に対し、政府は上記措置のほか、輸出市場の開拓(3月号「要録」参照)、金融助成策の実施(Sugar bondsの発行)、一時解雇の砂糖きび栽培労働者のインフラ・プロジェクトへの雇用などの

対策を講じている。

◇フィリピン・シンター・コーポレーション(焼結工場)完成

フィリピンのミンダナオ島に建設中のフィリピン・シンター・コーポレーション(川崎製鉄100%出資、資本金5億ペソ<約0.7億ドル>)の鉄鉱石焼結工場(総工費16億ペソ<約2.5億ドル>)が完成、4月11日試運転を開始、5月10日開業式が行われた。

同工場は、フィリピン政府策定の工業団地計画のうち最大規模が見込まれているフィビデック工業団地への重工業進出の第1号となるもの。鉄鉱石をブラジルおよび豪州から輸入し、同国産の石灰石を触媒としてペレタイジング(年産5百万トン)を行い、製品はわが国(川崎製鉄千葉製鉄所)へ輸出することとなっている。同国では将来これを一貫製鉄にまで発展させる計画をもっている(注)。

(注) 本工場の隣接地に一貫製鉄所(年産2百万トン)の建設が計画されており、フィリピン政府の協力要請を受けたわが国政府は、本年2月予備企業化調査(新日本製鉄、川崎製鉄参加)を実施している。

◇フィリピン、offshore banking 制度参加銀行を内認可

フィリピン中央銀行は、昨年9月、大統領令により創設が認可された offshore banking 制度(51年11月号「要録」参照)の参加銀行として、3月18日11行、5月6日東銀を含む5行の計16行(注)(国別内訳は米国8行、英国、フランス各2行、日本、西ドイツ、カナダ、シンガポール各1行)を内認可する旨発表した。

このうち5月16日 Manufacturers Hanover Trust が、続いて5月19日 Chase Manhattan Bank 等6行が正式認可された。なお正式認可を受けた銀行は、認可日から6か月以内に業務を開始することが義務づけられているが、Manufacturers Hanover Trust はすでに8月1日開業の旨発表している。

(注) ※Chase Manhattan Bank N. A.
 ※Manufacturers Hanover Trust Co.
 Banque Nationale de Paris
 ※Bank of Nova Scotia
 ※Banque de l'Indochine et de Suez
 Barclays' Bank International Ltd.
 ※Lloyds Bank International Ltd.
 United California Bank
 American Express International Banking Corp.
 ※The European-Asian Bank
 Crockier National Bank
 The Bank of Tokyo
 Security Pacific and National Bank
 The Bank of California International
 ※Rainier National Bank
 The International Bank of Singapore
 ※印は5月20日現在正式認可を受けた銀行。

◇ビルマ、為替レートを切下げ

ビルマ政府は5月2日、同国通貨チャットをこれまでの1SDR当り7.74289チャットから8.50847チャットへ9.0%(IMF方式)切下げる旨発表、即日実施した。

同国では昨年第4・四半期以降、輸入増大に伴い貿易収支が小幅ながら赤字に転換、これを映じて外貨準備も減少傾向を示している(76年12月末111百万ドル、本年3月末103百万ドル)ことから、今回の措置により貿易収支改善をねらったものとみられる(なお、前回の切下げは75年1月25日<IMF方式で23%>)。

◇インド、賃金・物価手当の強制貯蓄を撤廃

インド政府は5月9日、インフレ抑制策として74年7月以降実施してきた賃金・物価手当の強制貯蓄(49年8月号「要録」参照)を撤廃する旨発表、即日実施した。

今回の措置は、新デサイ政権の選挙公約に沿ったもので、これにより公務員、産業労働者の可処分所得は年間50億ルピー増加するものと見込まれている。なお、既往の強制貯蓄残高150億ルピーのうちすでに22億ルピーの引出しが認められたが、7月に予定されている第2回の引出し分については、最近の同国のインフレ再燃傾向に対処する見地からProvident Fund(注)に払込まれることになっている。

(注) The Employees Provident Funds Act, 1952に基づいて設立された退職金積立等を原資とする一種の社会保障基金。

◇スリランカ、紅茶の輸出税課税範囲を引上げ

スリランカ政府は3月22日、紅茶の輸出税(注)課税範囲を引上げた。新旧課税範囲は次のとおり。

課税範囲	新 旧	
	ルピー/kg	ルピー/kg
上 限	13.20	10.55
下 限	6.60	6.15

同国の主要輸出品目である紅茶の国際市況はこのところ著しい上昇を示しており、同国政府は今次措置により年間約150百万ルピーの税増収を見込んでいる(昨年実績は282百万ルピー)。

(注) 取引単価と課税範囲下限の差の半額が課税される。課税範囲外の単価で取引されるものは対象外。

◇パキスタン、円借款を導入

パキスタン政府は5月23日、わが国海外経済協力基金との間でカラチ、ラホールの電子交換機据付け事業資金の借款契約に調印した。主な内容は次のとおり。

- (1) カラチ国際電話局に、300回線、ラホール市内電話交換局に、6,000回線の電子交換機を導入するための資金

として19億円の貸付けを行う。

- (2) 金利は年利3.5%、返済期間は30年(据置き期間10年を含む)。

同国では近年、国際通話が飛躍的な伸びを示し、現有の回線では処理しきれず、またラホールでも電話架設需要に応じきれない状況に達していることから、その解決が急務となっていた。

◇アラブ連盟、アラブ通貨基金の設立を決定

アラブ連盟(注1)(Arab League)は、4月19日、アブダビで開催された蔵相・中央銀行総裁会議において、アラブ通貨基金(Arab Monetary Fund)の設立を決定した。同基金の概要等は次のとおり。

- (1) 目的…①加盟諸国の国際収支赤字補てんおよび為替レートの安定化、②アラブ金融市場の発展および加盟諸国間における金融政策面での協力促進。
- (2) 加盟国…アラブ連盟加盟21か国(注2)。
- (3) 授権資本金…2.5億アラブ・ディナール(注2)(7.5億SDR、8.7億ドル)。
- (4) 本部…アブダビ。専務理事…Jaward Hashim(前イラク計画相)。

なお、同基金の融資方法については、返済期間および融資額の限度はそれぞれ7年、出資額の3倍と定められたが、その他金利等細目については今後理事会(第1回開催5月21日)において逐次決定されることとなっている。

(注1) アラブ諸国の共通の利益を図る見地から、加盟国間の政策その他の活動を調整することを目的として1945年5月に発足。本部はカイロ、加盟国は(注2)参照。

(注2) 加盟国および出資制当額は次のとおり(単位・百万アラブ・ディナール)。

サウジアラビア38、アルジェリア38、イラク25、クウェート25、エジプト25、アラブ首長国連邦15、カタール10、スーダン10、モロッコ10、リビア9.3、レバノン5、チュニジア5、北イエメン5、バハレーン4、ヨルダン4、シリア4、ソマリア4、オマーン4、モリタニア4、南イエメン4、パレスチナ(PLO)1.7。

なお、アラブ・ディナールという通貨単位は、アラブ諸国の通貨統合を行う見地から創出されたもの(1アラブ・ディナール=3SDR=3.48ドル)であるが、現在のところ単に計算単位として使用されている。

◇豪州、海外借入に対する規制を一部緩和

豪州政府は5月5日、本年1月17日より実施されている海外借入に対する規制措置(2月号「要録」参照)のうち、無利子預託制度に関し、製造業、鉱業関連企業が在豪金融機関を通じて外資を間接的に導入する場合(注)にも、on lending(海外資金調達と国内貸付がひもつきであること)であれば同制度の適用を免除する旨発表、即日実施した。

(注) 従来は無利子預託制度の適用免除の対象となる借入(鉱業なら

びに製造業関連企業に対する資本投資)であっても、企業が直接海外から借入れる場合にのみ適用免除となり、在豪金融機関経由となる借入は適用免除を認められなかった。

今回の措置は、従来の制度が直接海外の資金にアクセスできない中小企業にとって不利になっているとして産業界、金融界より政府に対し善処方要請があったためとられたもの。

◇豪州連邦労働調停仲裁委員会、本年1～3月の賃金インデクセーションを実施

豪州労働調停仲裁委員会は5月24日、本年1～3月の消費者物価上昇率(+2.3%)に見合う賃金インデクセーションにつき、平均週給200豪ドルまでの給与所得者は豪ドル切下げの影響分(+0.4%)を差引いた1.9%、200豪ドルを超える者に対しては週当たり3.80豪ドルの賃上げを認める裁定を下し、即日実施する旨を発表した。

同国ではインフレ高進に対処して本年4月、政府が賃金・物価の3か月間凍結を提案し、同委員会にも賃上げを留保するよう要請していたことから裁定の成行きが注目されていたが、結局政府の要請は拒否される結果となった。同委員会は部分的インデクセーションを実施した理由として、①物価凍結について具体的対策がとられていないため、完全実施されていないこと、②これ以上の労使間対立は避ける必要があること、をあげ、物価上昇に及ぼす影響を現行システムの下で最小限にとどめるよう配慮したと説明している。

◇ニュージーランド、支払準備率を引下げ

ニュージーランド準備銀行は3月29日、商業銀行の支払準備率を次のとおり5%引下げ、4月1日より実施した。

	新(注)	旧
要求払預金	13%	18%
定期預金	10%	15%

(注) 新準備率は支払準備率制度導入(73年6月)後の最低。

同国では金融調節手段として73年以来支払準備率の変更をひんばんに行ってきたが、今回の大幅引下げは、76/77年度の農産品輸出好調を背景とした所得増大等に伴い、納税等の季節資金需要が例年になく強まったことに対処してとられた措置とみられ、同準備銀行では、今回の措置は金融政策スタンスの変更を意味するものではなく、今後も金融引締め政策(firm monetary policy)を堅持する旨表明。

◇ニュージーランド、賃金、配当率等の凍結を延長

ニュージーランド政府は5月9日、本年5月14日期限

切れとなる賃金、配当率等の凍結(51年6月号「要録」参照)を3か月間延長することを決定し、5月15日より実施した。

同国は、インフレの高進に対処して昨年末賃金および物価の凍結措置を実施してきたが、今回の措置は消費者物価が依然高水準(前年同期比本年1～3月+13.7%)にあることを配慮してとられたものとみられる。なお、賃金裁定委員会は本年3月、凍結期間中であるにもかかわらず6%の賃上げを認める裁定を行ったが、これは昨年の賃金凍結措置が導入された後の情勢変化に対応した例外的な決定とみられている。

共産圏諸国

◇コメコン銀行、1976年中の活動状況を発表

コメコン銀行(国際経済協力銀行)はこのほど76年の営業報告書を発表した。その要点次のとおり。

- (1) 振替ルーブルによる加盟国相互間の決済額は、域内貿易の拡大(前年比+11.7%)に加え、キューバの多角決済制度への新規参加もあり、825億振替ルーブル、前年比+23.3%と伸長した。
- (2) 76年末の貸出残高は、14.9億振替ルーブルと前年末比+0.9%にとどまった。これは、振替ルーブルによる貸出が同+5.9%(前年同-25%)と増加したものの、交換可能通貨建て貸出が既往貸出の返済進捗に伴い同-8.2%と減少したことによるもの。
- (3) 一方76年末預金残高は、29.6億振替ルーブル、前年末比+13.8%と前年の伸び(同+1.4%)を上回る増加を示した。これは、交換可能通貨建て預金の伸びが同+10.3%と前年(同+28%)を下回ったものの、振替ルーブルによる預金が域内諸国間の貿易収支アンバランスの拡大から同+33.2%(前年は半減)と持直したため

コメコン銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

資 産	1975		負 債	1976	
	年末	年末		年末	年末
現金・預け金	1,777	2,053	払込済資本金	120	121
(うち預け金)	(1,745)	(2,018)	積立金	55	73
貸 出	1,481	1,494	預 金	2,602	2,961
什器・備品	1	1	(うち定期預金)	(2,176)	(2,244)
そ の 他	47	49	借 入 金	411	320
			そ の 他	93	95
			利 益 金	25	27
計	3,306	3,597	計	3,306	3,597

である。

◇コメコン国際投資銀行、1976年中活動状況を発表

コメコン国際投資銀行はこのほど76年の営業報告書を発表した。概要次のとおり。

(1) 76年末の貸出残高は、11.6億振替ルーブルと前年末(5.5億振替ルーブル)比倍増した。これは、ブルガリア向け幹線道路建設資金、ハンガリー向け鉄道近代化資金、東ドイツ向け農業機械・鍛造プレス機械生産設備資金、ポーランド向け石油工業建設資金等の新規大口貸出が実行されたことによる。

なお、同行の営業開始(71年)以来の部門別融資内訳(実行ベースの累計)をみると、燃料・エネルギー向けが81.0%と圧倒的シェアを占めており、機械(9.4%)、金属(4.9%)、化学(1.4%)、軽工業(3.3%)は低水準にとどまっている。

(2) 一方借入は、オレンブルグ・ガスパイプライン建設資金のための外貨取入れ(注)を中心に増加、76年末残高は10.6億振替ルーブルと前年末(5.0億振替ルーブル)比倍増した。

(3) なお、第19回コメコン国際投資銀行評議会会議(77年5月末開催)において、ベトナムの加盟が承認され、同行の加盟国は10か国となった(コメコン加盟国以外の加盟はベトナムが初ケース)。

(注) 世銀推計によると、同行の中長期ユーロ資金借入は76年中6億ドル、前年比+43%。

コメコン国際投資銀行の貸借対照表

(単位・百万振替ルーブル)

資 産			負 債		
	1975 年末	1976 年末		1975 年末	1976 年末
現金・預け金	372.5	340.4	払込済資本金	369.2	372.0
貸 出	554.5	1,157.4	積 立 金	25.5	41.5
什器・備品	0.4	0.4	特別融資基金	25.2	25.8
そ の 他	15.2	41.8	借 入 金	495.5	1,060.9
			そ の 他	10.2	22.5
			利 益 金	17.0	17.3
計	942.6	1,540.0	計	942.6	1,540.0

◇ソ連、1977年第1四半期の貿易実績を発表

ソ連外国貿易省は5月末、本年1～3月の貿易実績を発表した。これによると、輸出が前年同期比+21.9%(前年同+13.3%)と好伸したのに対し、輸入は同+7.7%(前年同+9.3%)と伸び悩み、この結果貿易収支赤字幅は3.1億ルーブルと前年同期(△10.9億ルーブル)に比べ大幅に

縮小した。地域別概要次のとおり。

1. 対コメコン諸国貿易

- (1) 輸出は前年同期比+28.1%(前年同+5.6%)と好伸。これは、年初における石油価格の大幅引上げ(ハンガリー向け値上げ率は23%、前年同8%)、東欧諸国向け穀物輸出の増加が寄与したものとみられる。
- (2) 輸入は前年同期比+13.5%と前年同期(同+6.1%)を上回る伸長を示した。
- (3) この結果、貿易収支黒字額は5.2億ルーブル(前年同期0.3億ルーブル)と大幅に拡大。

2. 対西側先進諸国貿易

- (1) 輸出は前年同期比+10.2%(前年同+28.4%)と伸び悩んだ。これは、生産伸び悩みによる石油の供給余力低下、西欧諸国の景気回復テンポの鈍さが響いたものとみられる。
- (2) 輸入は、穀物の大幅減少に加え、外貨面の制約による資本財輸入抑制もあって、前年同期比+1.7%(前年同+24.7%)にとどまった。
- (3) この結果、貿易収支赤字額も11.9億ルーブル(公定為替レートによる換算16.0億ドル)と前年同期(△13.0億ルーブル<同17.2億ドル>)を若干下回った。

なお、発展途上国との貿易収支黒字額は、輸出好伸(前年同期比+24.7%)、輸入伸び悩み(同+8.4%)か

ソ連の貿易動向

(単位・百万ルーブル、カッコ内
前年<同期>比増減(-)率・%)

		1976年		1977年 1～3月
			うち 1～3月	1～3月
対 世 界	輸 出	28,022 (16.6)	6,021 (13.3)	7,339 (21.9)
	輸 入	28,763 (7.8)	7,106 (9.3)	7,650 (7.7)
	収支(△)じり <前年実績>	△ 740 <△2,637>	△ 1,085 <△1,186>	△ 310 <△1,085>
対 コ メ コ ン 諸 国	輸 出	14,933 (11.7)	3,301 (5.6)	4,228 (28.1)
	輸 入	13,892 (7.8)	3,269 (6.1)	3,710 (13.5)
	収支(△)じり <前年実績>	1,041 < 478>	32 < 46>	518 < 32>
対 西 側 先 進 諸 国	輸 出	7,834 (27.6)	1,556 (28.4)	1,714 (10.2)
	輸 入	10,827 (11.6)	2,856 (24.7)	2,905 (1.7)
	収支(△)じり <前年実績>	△ 2,992 <△3,564>	△ 1,300 <△1,078>	△ 1,191 <△1,300>

ら、3.2億ルーブルと前年同期(1.6億ルーブル)比倍増した。

◇中国、1977年春季広州交易会を開催

1977年春季広州交易会は例年どおり4月15日から5月15日まで開催され、期間中、世界各国から26千人余が参加、成約高は輸出入とも例年の春季交易会を上回ったと発表された。もっとも、西側では、中国側の商談に臨む態度はかなり前向きであったものの、①昨年からの異常天候、自然災害等から農水産物を中心に中国側輸出品の玉不足が目立ったこと、②輸入価格に対する中国側の態度もシビアであったこと、などから昨秋に引続き低調との見方も有力である。特にわが国の場合には、欧米諸国との価格競争力の低下(ベアリング、合繊原料等)も響いて、成約額は昨秋(推定約230百万ドル)を若干下回ったものと推定されている。

◇北朝鮮、1976年度決算と1977年度予算を発表

北朝鮮では、4月下旬開かれた最高人民会議において76年度(暦年)国家財政決算および77年度同予算が承認さ

れた。その骨子は次のとおり。

(1) 1976年度決算

イ. 歳入12,626百万ウォン(前年度実績比+8.9%)に対し歳出12,326百万ウォン(同+8.4%)で、収支じりは引続き若干(300百万ウォン)の黒字。

ロ. 歳出面では、基本建設費が著増(前年度実績比1.2倍)したほか、国防費(同+10%)も比較的高い伸びを維持。

(2) 1977年度予算

イ. 歳入(前年度実績比+9.0%)、歳出(同+11.6%)とも13,762百万ウォンと例年どおりの均衡予算となっている。

ロ. 歳出面では、経済関係費が比較的高い伸び(前年度実績比+13.4%)を維持しているのに対し、社会・文化・教育費の伸びが鈍化(前年度実績比+9.2%)した。なお、国防費のウエイトも4年ぶりに低下(歳出の15.4%、前年度16.7%)をみている。

なお、同会議において、76年の穀物生産は8百万トン以上(前年7.7百万トン)と報告された。